

建設DX加速化事業費補助金Q&A集

No.	質問	回答
1	実施要領第4条で示す「補助対象事業」とは？	同条で示す「次に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入する事業をいう。ただし、秋田県ICT活用モデル工事で活用できる等、建設DXの加速化を担う仕様であるものに限る。」を指し、「それらを導入すること」が「事業」です。
2	実施要領第4条で示す機器等について、補助対象となる具体的な仕様は？	秋田県ICT活用モデル工事的実施に活用できる等、建設DXの加速化を担う仕様であるものが補助対象となります。 なお、国土交通省が「インフラ分野のDXアクションプラン」に掲げる事例も参考にしてください。 参考HP https://www.mlit.go.jp/tec/content/001474432.pdf (掲載例) ・デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の試行要領に使用出来るカメラ等機器やソフトウェア ・パワーアシストスーツ
3	事業完了後の実績報告内容が、補助金交付対象として相応しくない場合の措置は？	秋田県財務規則第二百五十九条により、補助金の返還措置となる場合があります。
4	実施要領第4条に関する補助対象経費には、機器等の使用方法の習得のための導入指導により発生する費用は含まれるか？	機器等の使用方法の習得のための導入指導により発生する費用は含まれません。
5	実施要領第5条第2項第1号の解釈は？ 建設DX加速化事業費補助金の対象経費として認められないのは、「国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象（制度上）と重複する場合」、「国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象（制度上）と重複し、かつ重複して申請した場合」のどちらか。	「国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象（制度上）と重複し、かつ重複して申請し、さらに重複して交付を受ける場合」は、建設DX加速化事業費補助金の対象経費として認められません。なお、補助金交付決定後や補助金交付後であっても、秋田県財務規則第二百五十九条により補助金の返還措置となる場合があります。
6	実施要領（様式第3号）収支予算書について、補助金の金額の項目は、補助金上限の100万円以内で任意の額を記入することは正か？	実施要領第6条、募集要項「4 補助対象事業」、同「5 補助対象経費」をご確認の上根拠を持った額を記入してください。
7	実施要領（様式第3号）収支予算書の注1で示す「内訳を記載した書類（様式任意）」の「内訳」は何を指すか？	例えば、機器の購入においては、「機器の購入費」や「当該機器の取付費」等の内訳を想定しています。
8	実施要領（様式第3号）収支予算書では、収入と支出の金額を一致させなければならないか？	実施要領（様式第3号）収支予算書では、収入と支出の金額を一致させなければならないません。
9	補助金交付の回数は無制限か？	実施要領第6条にあるとおり、交付回数は1建設業者等につき1回です。なお、募集要項「5 補助対象経費」にあるとおり、I型、II型の両方で補助金の交付申請をした場合、そのうちの一つ以外の事業にかかる経費は交付対象となりません。 また、過年度に補助金の交付を受けた場合で、その金額が100万円に達していない場合は、その上限内で再度の交付を受けることが出来ます。 (例) ・R4に150万円の交付を受けた場合、上限（100万）に達しているため、R6に再度の交付を受けることが出来ない。 ・R4に120万円の交付を受けた場合、上限（100万）に達しているため、R6に再度の交付を受けることが出来ない。 ・R4に80万円の交付を受けた場合、上限（100万）に達していないため、R6に再度の交付（上限20万円）を受けることが出来る。 ・R5に30万円の交付を受けた場合、上限（100万）に達していないため、R6に再度の交付（上限70万円）を受けることが出来る。
10	実施要領第11条にある普及啓発活動に次の2つはそれぞれ該当するか？ (1) 社内の職員向けに開催する操作研修の実施 (2) 県等が主催するICT研修等への受講者としての参加	(1)は、同業他社等向けの技術研修会や講習会等として認められるため、左記の普及啓発活動に該当します。しかし(2)は、たとえ関連する内容の研修等であっても、普及啓発活動（発信する立場としての活動）として認められないため、左記の普及啓発活動に該当しません。
11	補助金請求にあたり根拠資料（契約書や納品書等）は不要か？	交付要綱第8条にあるとおり、補助金の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとしています。
12	実施要領（様式第2号）事業計画書の「1 事業の概要」内「事業実施期間」の記入方法は？	採択申請時は、左記様式の「始期」に申請日から14日後以降の年月日を記入してください。また、「終期」には見込まれる事業完了年月日を記入してください。 交付決定後は、「交付決定日」が「始期」となります。
13	実施要領（様式第1号）建設DX加速化事業採択申請書は、押印無しで良いか？	良い。
14	実施要領（様式第2号）事業計画書の「2 具体的内容、実施スケジュール」内「仕様・性能」は、例えば「ICT建機」の場合はどの程度の情報を記入すべきか？	マシンコントロール/マシンガイダンスの別、GNSS/TISの別、3Dであること等を記入してください。
15	実施要領（様式第3号）収支予算書の「1 収入」の表は、予算の内訳を記入することで良いか？（「収入」というタイトルに違和感を覚える。）	予算の内訳を記入することで良いです。例えば合計1,000万円の場合、「補助金」が100万円で、「自己資金」が900万円等。
16	実施要領第5条第1項の1)及び2)より、3次元設計ソフトウェアの購入費には補助事業の実施期間にかかる当該ソフトウェアの使用料を含むことがわかる。この使用料とは月額使用料、年額使用料等のことか？ 弊社の製品は買切り販売であり、別途年間で「保守代金」を頂いている。毎月のアップデートや、年に1回のバージョンアップ、問合せサポート等がサービスとして含まれる。これらも使用料の対象となるか？	3次元設計ソフトウェアを適正に使用する上で必要な保守代金は、使用料として認めます。については、実施要領（様式第3号）収支予算書等で保守代金の内訳を示してください。ただし、問合せサポートは電話やメールによるものとし、人材派遣によるサポートは含みません。 なお、使用料にかかる経費の算出方法は、令和6年度建設DX加速化事業募集要項「5 補助対象経費」をご確認ください。
17	中小企業向けの税制との併用は可能か？	中小企業向けの税制との併用については、その制度をご確認ください。
18	機器及び3次元設計ソフトウェアの導入方法は買取りのみならずリース契約も対象か？	3次元ソフトウェアの購入費には、補助事業の実施期間にかかる当該ソフトウェアの使用料を含みます。 なお、使用料にかかる経費の算出方法は、令和6年度建設DX加速化事業募集要項「5 補助対象経費」をご確認ください。
19	補助金の採択結果はいつごろ発表か？	「選定する旨の選定通知」は、採択申請通知を受けた日から1週間以内程度での発出を予定しています。
20	実施要領（様式第3号）事業計画書の「1 収入」の合計欄は税抜きとすべきか？	実施要領（様式第3号）事業計画書の「1 収入」の合計欄は税抜きとしてください。
21	実施要領（様式第3号）事業計画書の「1 収入」、「2 支出」のそれぞれには、補助対象となる部分のみを記載すべきか？ 例えば、「機器購入費（補助対象）+取付け費（補助対象）+人材派遣を伴う指導料（補助非対象）」の見積書を添付する場合を想定した回答をいただきたい。	補助対象となる部分のみを記載して下さい。 例えば、「機器購入費（補助対象）+取付け費（補助対象）+人材派遣を伴う指導料（補助非対象）」の見積書を添付する場合であっても、「1 収入」、「2 支出」のそれぞれには、補助対象となる部分のみを抜粋して記載して下さい。
22	実施要領（様式第3号）事業計画書の「注1」で示す「書類（任意様式）」は、提出必須か？	実施要領（様式第3号）事業計画書の「2 支出」の表のみで内訳まで確認でき、かつ「注2」で示す見積書により内訳根拠が確認できる場合は、「注1」で示す「書類（任意様式）」は提出不要です。

建設DX加速化事業費補助金Q&A集

No.	質問	回答
23	採択申請及び交付申請に関する提出様式等の記載例を明示願う。	記載例を以下のHPに掲載しています。 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63601
24	交付要綱第6条により「補助事業完了後15日以内又は当該年度2月28日のいずれか早い日まで」に実績報告を行う必要がある。ここで、機器等の納入は補助事業期間の終期までに終えるが（納品書の日付は補助事業期間の終期までだが）、代金の振込みをその翌日以降に行う（代金の振込みの日付及び領収書の日付がその翌日以降となる）見込みである。この場合の取扱いは？	代金の振込みの日付及び領収書の日付も事業期間内である必要があります。（「発注書」、「請求書」、「納品書」、「領収書」の日付及び「代金を振り込んだ日」、は全て事業期間内である必要があります。） 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるときは、交付要綱第3条第1項第3号及び交付要綱第3条第4項により、補助事業実施状況報告書（様式第4号）を提出する必要があります。 なお、補助事業期間は令和7年2月28日を過ぎることが出来ないため、当初の事業計画で補助事業期間の終期を令和7年2月28日とする場合は特にご注意ください。 また、補助事業期間の終期を待たずに実績報告を提出することは可能です（次の例を参照ください）。 【例】当初の事業計画では補助事業期間を令和6年8月1日～令和7年2月28日としていたが、事業が早期に完了したため（例：納品後の領収書の日付：令和6年10月31日）、令和6年10月31日に実績報告を行うことが可能です。この場合、実績報告の際に各種様式に記載する事業期間は、令和6年8月1日～令和6年10月31日となります。
25	導入機器の支払いにあたっては、補助事業者が導入機器販売会社等へ直接その代金を支払うことが一般的と考えるが、補助事業者が第三者を介して導入機器販売会社等へ支払う（第三者は導入機器販売会社等一括で全額を支払うが、補助事業者は第三者へ割賦払いする。）場合で、割賦払いが完了するまでの期間は導入機器の所有権を第三者が持つ場合は、この補助の対象となるか？	補助事業者は、事業期間内に導入機器の所有権を得ることが必要です。 質問の場合で、事業期間内に割賦払いを終えず所有権を得ることが出来ない場合は、補助対象となりません。

※「交付要綱」は、「建設DX加速化事業費補助金交付要綱」を指します。
 ※「実施要領」は、「建設DX加速化事業実施要領」を指します。
 ※「募集要項」は、「令和6年度建設DX加速化事業募集要項」を指します。